

「地域子供の未来応援交付金」の拡充（つながりの場づくり緊急支援）

地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する地域子供の未来応援交付金の支援を拡充し、**コロナ禍で子供が社会的孤立等に陥らないよう、子ども食堂など子供たちと「支援」を結びつけるつながりの場をNPO等へ委託して整備する地方自治体へ緊急支援を行う。**

内閣府

地方自治体

既存の支援事業

実態調査・計画策定

- ・補助率：1 / 2
- ・補助基準額（補助対象事業費の上限）：300万円（ ）の合計

実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画策定が努力義務化

子供等支援事業

- ・補助率：1 / 2
- ・補助基準額：最高1,500万円（ ）の合計、最高300万円（ ）

子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネーター事業
- ・アウトリーチ支援
- ・子供の居場所づくり事業 等

連携体制の整備

- ・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

緊急支援事業

つながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率：3 / 4
- ・補助基準額：委託団体当たり125万円

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくりなどを**NPO等に委託し**、子供を行政等の必要な支援につなげる事業（委託費が総事業費の8割以上の場合に限る。）

- ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など子供等を行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

自治体からNPO等への委託内容に、支援対象の貧困家庭の子供に対して生理用品を提供することを含めた場合にも、補助対象になる。